

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		特別興行場等に用途変更する建築物の使用に係る許可
根拠法令及び条項		建築基準法第87条の3第7項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざる得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため）
	参考事項	<p>解釈文書等</p> <p>「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（令和元年6月24日国住指第654号国住街第41号）</p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について（技術的助言）」（令和4年5月20日国住指第126号）</p>
	設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定（処分の先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないため）
	設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）